様式１０（第５条、第13条関係）

誓約書

　当法人が、介護保険法に基づいて指定又は許可を受けて事業を実施するに当たり、下記の事項を誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 京都府知事 | 様 |
| 広域振興局長 |

平成　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （申請者） | 住所 |  |
|  | 法人名 |  |
|  | 代 表 者 名 |  |
| 連絡先 |  |
| 事業所名 |  |
| （サービス種別： | ） |

記

１　介護保険関係法令及び同法関係通知並びに当該介護保険事業の実施に係るその他関係法令等の内容について認識しており、適正な介護保険事業の運営に努めます。

２　申請者又は役員等は、介護保険法(平成９年法律第123号）第70条第２項各号、第79条第２項各号、第86条第２項各号、第94条第３項各号、第107条第３項各号又は第115条の２第２項各号に掲げる者ではありません。

３　申請者又は役員等は、「介護サービスの事業者指定等に係る審査手続に関する要綱」（平成17年京都府告示第389号）第８条第１項シに掲げる者ではありません。

４　法人役員（個人医療機関の開設者を含む。）又は従業者が、法令に違反する等の不正行為に関与していることが明らかな場合は、京都府が、当該事業所等（当該法人が開設する全ての事業所を含む。以下同じ。）に対して指定取消等の処分を行うことがあることを承知しています。

５　指定申請の内容と異なる事業運営を行うこと（特に資格要件を満たさない従業者や勤務実態が申請の内容と異なる者がサービスの提供を行うこと等）及び人員、設備及び運営に関する基準を満たさない事業運営を行うこと等、重大な法令違反があった場合に、京都府が、当該事業所等に対して指定取消等の処分を行うことがあることを承知しています。

６ 指定申請手続を開始した後に判明した事実により、たとえ施設を建設し、従業員を確保した後であっても適正な事業運営ができないと判断される場合は、指定を行うことができない場合があることを承知しています。

７　京都府、市町村等が介護保険関係法令に基づき当該事業所等に対して行う実地調査等に協力します。

８　京都府に提出した申請書等の内容及びその協議等の経過について、第三者（マスコミ又は利害関係者等）から求めがあった場合には、京都府が情報（個人情報に係るものを除く。）の公開を行うことがあることを承知しています。

９　介護保険サービス事業を行うことができなくなった場合において、当該事業所の利用者が継続して同等のサービスを利用できる方策を講じます。

１０ 指定を受けようとしている介護保険サービス事業と介護保険法以外の事業を明確に区分するため、次の要件を満たします。

ア　従業者の配置又は設備機能が一体となって運営されるおそれがないこと。

イ　経理を明確に区分し、会計帳簿、決算書類その他の収支の状況を明らかにする書類を整備すること。

１１ 当該介護保険事業所の設備を活用して自主事業を行う場合、事前に京都府等に協議を行います。

※代表者印（個人医療機関の場合は開設者個人）は、申請書押印（印鑑証明書添付）と同一のものを押印すること。